

2013. 4/24(火) 福井地裁

第2回口頭弁論「大飯原発3・4号機の即時停止を！」

(原告)中畠哲演

宮沢賢治の余りにも有名な詩「雨ニモマケズ」に、「北ニケンクワヤソショウガアレバ、ツマラナイカラヤメロトイヒ・・・」という一節があります。私自身も訴訟そのものを決して好んではいませんが、「ツマラナイ」訴訟と判決にならないようひたすら願っております。この半世紀近く、「国策」として推進されてきた原発問題をめぐっては、民主憲法の根幹たる立法、行政、司法の三権分立がどれほど機能し、貫徹されてきたかを懐疑せざるを得ないからからでもあります。それどころか、三権の外部の巨大な経済的利害関係に取り囲まれ、三権ともそれを追認し、相互に追従してきた傾向がなかったとは断言できません。先般の大阪地裁の判決にいたっては、旧態依然の「安全神話」の復活を思わせるかのように、関西電力や国の原子力行政の主張を鵜呑みにしただけで、原告側の憂慮や主張をことごとく退けたものでした。願わくは、・・・裁判長、福井地裁の本訴訟の判決が、3・11以後の画期的なそれとなりますよう、原告・被告共々に努力しようではありませんか。

もっとも、1万人の福島原発告訴団団長・武藤類子さんの次の自戒をも、私自身のものにしたいのです。——「人の罪を問うことは、自分の責任も問われることを意味します。・・・刑事責任ではありませんが、私たち一人ひとりにも責任があります。原発由来の大量の電力消費を前提にした生活を受け入れていたこと、すぐそこに原発があるのに、その危険性に思いを馳せず生活してきたこと。今回の告訴を通じて、自分自身の責任も問うていく中で、これまでと違う価値観を育てていくことができるのではないかと思っています」と。(『世界』2012年8月号より)

関西電力の小浜原発の誘致問題が表面化した1968年頃には、すでに敦賀・美浜・高浜に7基もの原発が計画、建設中でした。私たち小浜市民は有権者24,000人中13,000余人の請願署名などによって、市議会や市長に迫り、訴訟に訴える必要もなく、1970年代に2度小浜原発の設置を阻止してきました。(2004年と2008年の小浜市長選挙でも使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致を拒む公約を掲げた候補者を、小浜市民は選出し、2011年3月11日を迎えました。)が、それ以前の私自身は原発に無知同然でしたし、原発を1基も許さなかった他の府県の住民運動を省みるにつけ、忸怩たる思いを禁じ得ません。ただ、4基の巨大な大飯原発から10km以内の住民分布の約70%をしめ、20km以内に小浜市の全域・全市民が含まれる私たち小浜市民に、実質上の地元住民としての発言が付与されていたら、大飯原発は存在し得なかったはずで、こうした小浜市民の1人である原告の立場から、被告の関西電力の方々と裁判長に心から訴えたいと思います。東京電力が今日そうされているように、わたしたちは関西電力の刑事責任を告発・告訴するような事態を断じて迎えたくありません。少なくとも私は本訴訟の勝敗のみに拘りたくありません。何

よりも「第二のフクシマ」をこの若狭にもたらさないために、共に熟慮し、弁論し、早急により良い方向性と方策を見出すことを願ってやみません。

さて、例えば「大飯原発震災」に小浜市民が襲われた場合の「具体的危険性」はいかなるものか—そのことを今や仮定の問題として語る必要すらないでしょう。「福島原発震災」の実例が、そのことを立証し尽くしてくれているのではありませんか。

●関東首都圏の大量電力消費のために、なぜ福島に10基の原発が集中させられたのか、その根源的で、赤裸々な理由を示したのが3・11以降の「原発震災」でした。それは、同じく関西広域圏のために、15基もの原発に包囲された若狭の「超危険性」を立証して余りありません。まず、この「原発必要神話」の欺瞞性から問い直すべきではないでしょうか。

●因みに、数千世代後の子孫にまでツケを残す「死の灰」を、大飯原発3・4号機が1年間動くだけで広島原爆2,000発分も新たに生成、蓄積するわけですが、「5重の壁で守られている安全神話」の崩壊を、福島原発事故は目の当たりに万人に思い知らせました。15基の原発群を受け入れるのと引き換えにばら撒かれた巨額の交付金等が、決して「麻薬」に類するものではなかった—ということ誰が断定できるでしょうか。

●大量の放射能汚染や高線量被曝を余儀なくされる現場で、地元住民を含む多くの労働者が事故の後始末に投入されています。私は関西電力の社員をはじめ下請けの地元住民の方々が同様の境遇に遭われることを想像したくありません。

●大人の数倍から10倍もの悪影響を受ける子どもたちが、放射線管理区域よりも被曝線量の高い地域にいまだに居住させられ、すでに甲状腺がんの犠牲者も異常に発生しています。「結婚できないかも・・・」といった福島や若狭の少女たちの声がわたしたちの胸に突き刺さってきます。再稼動よりも何も、30万人をこえる福島の子どもの救出・支援を最優先すべきです。

●「・・・／原発はいちどに何もかもを／奪っちまった。／原発さえなかったらと／壁さ チョークで遺書を遺して／べこ飼いは首を吊って死んだ。／一時帰宅者は／水仙の花咲く自宅の庭で／自分さ火つけて死んだ／放射能でひとりも死んでいないだと・・・／この うそこきやろう 人殺し／原発は 田んぼも畑も海も／ぜーんぶ(全部)かっぱらったんだ／この 盗っ人 ドロボー／原発を止めれば／電気料金を二倍にするだと・・・／この 欲たかり欲深ども／ヒッターは毒ガスで人を殺した／原発は放射能で人を殺す／・・・」(青田恵子「拝啓東京電力様」より—南相馬市より大津市への避難者)

●裁判長、この烈火のような怒りと深い悲しみの叫びに、心して耳傾けてください。関西電力のみなさん、こんな言葉を投げつけられることになったら、耐えられますか。

●さらに、「・・・いま、福島では除染や避難、賠償などをめぐる考え方の違いから、県民の間に対立が生まれるという、悲しい状況があります。本当は対立的な関係になどなるはずがない私たちが、対立させられています。・・・」と先の武藤類子さんは嘆かれています。原発の再稼動や延命・存続のために云々されて

いる「ストレステスト」は施設の機械・工学上の、しかも机上のそれに過ぎません。原発事故がいったん引き起こされた場合に生じる人々の心身のストレス、生活、経済、社会、自然環境上のストレスは計り知れません。それらの具体的な検証と援助こそ優先すべきではありませんか。

●かてて加えて、地震列島・日本は今や動乱期に入っており、「若狭原発震災の前夜」(石橋和彦氏)という警鐘すら打ち鳴らされています。大飯原発近傍の3活断層の連動が、制御棒の作動不全を引き起こしかねないことまで危惧されています。関西電力や国は津波をともなった歴史地震の伝承や記録を軽視し、大飯・高浜原発周辺の津波痕跡調査をまだ1箇所も実施していません。関西電力の利害や旧態依然の「国策」としての原発存続が優先され、再稼働の継続を許し、安全運転の要件を満たしていないこと(新基準による未審査、免震棟・防潮堤・避難道路の未建設や避難計画の未決定など)に、私たちはどうしても不安と憂慮を払拭できないのです。否、仮に安全運転が担保されたとしても、前述したように膨大な「死の灰」の生成・蓄積がある以上、すでに「フクシマ」を経験した以上、原発の全面停止と使用済み核燃料の厳重な安全管理に、あらゆる関係者も、国民もこぞって全力を尽くすべきではないでしょうか。

●大飯原発3・4号機が1日24時間稼働するだけで、約10億円の電気料金を関西電力は獲得できます。その3・4号機の即時停止＝廃炉と国内原発中「危険度No1」の1・2号機の廃炉を決定することによって生じる経済的な諸問題、4基の後始末、原発に依存しない地域再生等こそ、早急に議論の俎上へのせ、具体的にとりくもうではありませんか。

以上述べてきましたように、大飯原発の近接住民として、大飯原発事故が起こった場合に生じるであろう被害、具体的危険性は、憲法第13条が保障する「生命、自由及び幸福追求に対する権利」や第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を脅かし、奪わずにはいないでしょう。それは現世代のわたしたちの人格権の侵害に止まることなく、はるかな後世代のそれにまで及ぶでしょう。また、人類をはじめ生きとし生けるものの環境権まで侵害し、犠牲を強いることになるでしょう。

最後に、現代の核文明の渦中に生きざるをえない若狭の一住民として、一仏教者として抱き続け、訴え続けてきた<ブッダの悲願>をあらためて表明し、先ずは大飯原発3・4号機の運転を速やかに停止するよう切望するものです。「…一切の生きとし生けるものは幸福であれ、安泰であれ、安楽であれ。いかなる生物生類であっても、怯えているものでも強剛なものでも悉く、長いものでも、大なるものでも、中位のものでも、短いものでも、微細または粗大なものでも、目に見えるものでも、見えないものでも、遠くに或いは近くに住むものでも、すでに生まれたものでも、これから生まれようと欲するものでも、一切の生きとし生けるものは幸福であれ。」(岩波文庫『ブッダのことば』より)